

和光市子ども計画 令和7年度取組内容の自己評価

計画書P27～P66

※取組内容がどの程度実施できたかを評価
 ◎:大いに達成/効果が高い 90～100%
 ○:概ね達成/一定の効果有 60～90%未満
 △:一部達成/効果が限定的 30～60%未満
 ×:未実施/未達成 0～30%未満

										令和7年度																
No		基本方針		基本施策		分類		取組内容		取組の概要		担当課	P		評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1			数値実績2			数値実績3		
例1	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	1	子ども・若者部会		子ども・子育て支援会議において、子ども・若者部会を設置し、子ども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。（仮称）和光市子ども権利条例の制定に向け、市の様々な施策において、多様な背景をもつ子どもがいることを配慮し、子どもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。子どもの意見聴取や子どもアドボケイトの人材を育成します。		〇〇課		◎	子ども・若者部会を設置し、当事者が意見を述べる公式な場が確保された。	子ども・若者部会の意見を（仮称）和光市子どもの権利条例（案）に反映するとともに、各委員の意見をより引き出せるような会議運営を検討する。	部会開催回数	4	回							
例2	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	2	子どもワークショップ		ヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行います。子ども・子育て支援会議において、子ども・若者部会を設置し、子ども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。（仮称）和光市子ども権利条例の制定に向けて、検討を行います。		〇〇課		◎	図書館や児童館で、小学4年生から高校生を対象として「じぶんがたいせつにしたいことってどんなこと」をテーマに実施。結果を各施設に展示。インターンの大学生の協力を得て運営から報告書とりまとめまでを行った。	子どもワークショップで収集した意見を（仮称）和光市子どもの権利条例（案）に反映する。	開催回数	5	回	参加人数	86	名				
例3	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	2	ヤングケアラー支援		ヤングケアラーの実態把握のための調査は未実施。一方で、個別支援の中で、関係機関と連携してヤングケアラーと考えられる子どもに対して状況に応じた支援を実施した。		〇〇課		△	ヤングケアラーの実態把握のための調査を行う。	ヤングケアラーの実態把握のための調査を行う。										
1	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	1	子ども・若者部会		子ども・子育て支援会議において、子ども・若者部会を設置し、子ども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。（仮称）和光市子ども権利条例の制定に向けて、検討を行います。		子ども家庭支援課	27		◎	子ども・若者部会を設置し、当事者が意見を述べる公式な場が確保された。	子ども・若者部会の意見を（仮称）和光市子どもの権利条例（案）に反映するとともに、各委員の意見をより引き出せるような会議運営を検討する。	部会開催回数	4	回						
2-1	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	2	子どもワークショップ		市の様々な施策において、多様な背景をもつ子どもがいることを配慮し、子どもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。子どもの意見聴取や子どもアドボケイトの人材を育成します。		子ども家庭支援課	27		◎	図書館や児童館で、小学4年生から高校生を対象として「じぶんがたいせつにしたいことってどんなこと」をテーマに実施。結果を各施設に展示。インターンの大学生の協力を得て運営から報告書とりまとめまでを行った。	子どもワークショップで収集した意見を（仮称）和光市子どもの権利条例（案）に反映する。	開催回数	5	回	参加人数	86	名			
2-2	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	2	子どもワークショップ		市の様々な施策において、多様な背景をもつ子どもがいることを配慮し、子どもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。子どもの意見聴取や子どもアドボケイトの人材を育成します。		地域共生推進課	27		◎	第5次和光市地域福祉計画策定を行う際に、「子どもの権利」をテーマにした小中高生対象のワークショップ参加者に地域で安心して暮らすために必要なことをシールで選択してもらい、意見のフィードバックと計画への反映を行いました。	「近所のあいさつ・声掛け」「困っている人への助け合い」「自分ができることは自ずから」「他人の迷惑になることをしない」の4項目が38～41票を獲得して高い共感を得た一方で、「市民が協力し合う（地域をよくする）」は19票にとどまり、自助中心で互助・共助への関わりが弱いという現状認識が示され、この結果を地域福祉計画に反映する基本方針は、自助を軸にしつつ互助・共助へ子どもが参加できる仕組みを整えていきます。具体的には福祉共育の充実（共助を育む学びの場）として、高齢者・障がい者の生活ニーズを学習課題とし、子どもが調査・提案・実行・評価のサイクルや体験を経験する場を設置していきます。また、地域防災と見守りの連携強化として災害時の安否確認・救護の手順書を子どもに分かりやすく整備し、自治会・地区社協・学校・消防・警察と連携して訓練を行い、子どもの自立的な力を活かしつつ、互助・共助へ参画できる具体的な場と役割づくりを進めていきます。	開催回数	5	回						
2-3	1	子ども・若者の意見表明・参画	1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	1	意見表明しやすい環境づくり	2	子どもワークショップ		市の様々な施策において、多様な背景をもつ子どもがいることを配慮し、子どもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。子どもの意見聴取や子どもアドボケイトの人材を育成します。		駅北口まちづくり事務所	27		◎	子ども家庭支援課が実施した全5回のWSに参加し、アンケート実施より意見を徴収し、意見を反映した基本計画を策定・公表を行った。	基本計画を基として、庁内で具体は導入施設の確定に向けた議論を行う。	開催回数	5	回	参加人数	71	名			

令和7年度																			
No	基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3				
2-4	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	こどもワークショップ	市のような施策において、多様な背景をもつこどもがいることを配慮し、こどもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。こどもの意見聴取やこどもアドボケイトの人材を育成します。	教育総務課	27	◎	こどもに向けたアンケートやおよび小・中学生との意見交換会を通じて、こどもの生の声を聴取した。また、聴取した意見に対しては、第2期和光市教育振興基本計画に反映し、フィードバックを行った。	こどもの意見を聴く場を定期的に実施するなど、意見が施策にどのように反映されたかを可視化することが可能となるよう検討していく。	小中学生アンケート回答者数	1444	名	意見交換会開催回数	2	回	意見交換会参加者数	27	名
2-5	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	こどもワークショップ	市のような施策において、多様な背景をもつこどもがいることを配慮し、こどもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対し、フィードバックを行います。こどもの意見聴取やこどもアドボケイトの人材を育成します。	学校教育課	27	◎	教育総務課と共に、こどもに向けたアンケートやおよび小・中学生との意見交換会を通じて、こどもの生の声を聴取した。また、聴取した意見に対しては、第2期和光市教育振興基本計画に反映し、フィードバックを行った。	オンラインを活用して行った小・中学生の意見交換会では、子どもたちの実感に基づく生きた意見を聞くことができた。これらの意見を丁寧に受け止め、今後の指導や取組の方向性を検討する際の貴重な資料として活用していく。	意見交換会開催回数	2	回	意見聴取回数	1				
3	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	こども・若者の市民参加の推進	市の合議体における若者登用を推進し、市民参加の手法において、こども・若者の意見を聴く取組を行います。	企画人権課	27	△	市民参加制度に関する職員研修を通じて、審議会の若年層委員の登用と、こども・若者を含む市民の意見を広く聴くことの重要性を周知した。	今後も職員研修等を通じて、こども・若者を含む市民の意見を幅広く聴取する取組をより推進していく。	受講率	42.4	%						
4	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	こども・若者の市民協働の推進	庁内の市民協働において、こども・若者の参画を推進します。	市民活動推進課	27	○	職員向け研修において、こども・若者も含めた市民との協働についての研修を行った。	引き続き、推進を行う。									
5	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	選挙啓発	市民まつりや成人式において、選挙に関するクイズの出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図ります。	選挙管理委員会事務局	27	○	市民まつりにおいてブースを出展し、選挙に関するクイズを実施し選挙啓発を行った。成人式において啓発品を配布し、若者の政治への意識を高めた。募集時10名の児童を対象に、青少年相談員が主体的に企画した3つの事業（スイカわり・ドッチボール、お面作り・豆まき）を実施した。最終日は積雪の影響で参加者が減少したが、参加したこどもは、青少年相談員との交流や異校の児童との交流を通じて、社会参画の機会を得ることができた。	内容や配布物の工夫を行い、より効果が見込めるものになるよう検討する。	啓発イベント実施回数	2	回						
6	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	青少年相談員	若者（高校生から39歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課	27	◎	市内の中高生を中心とした世代に対し、ボランティア体験の機会を提供することで、地域福祉への理解促進、ボランティア活動の裾野拡大、多世代交流の実現が行えました。	全ての事業への全員参加が難しく、受入可能な参加者数が限定されることが課題である。一方で、少人数制により青少年相談員とこどもの関係構築が深まるメリットがある。次年度は、事業内容の工夫により、参加しやすい環境づくりと事業の魅力向上に取り組む。	青少年事業実施回数	4	回						
7	こども・若者の意見表明・参画	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	意見表明しやすい環境づくり	ボランティアの育成	和光市社会福祉協議会が事業運営を行う和光市ボランティアセンターにおいて、夏休み期間中のボランティア体験プログラムの実施等により、ボランティアとしての活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に生かせるよう支援を行います。	地域共生推進課	27	◎	市内の中高生を中心とした世代に対し、ボランティア体験の機会を提供することで、地域福祉への理解促進、ボランティア活動の裾野拡大、多世代交流の実現が行えました。	受入先の偏りにより、一部の体験先に希望が集中し、受け入れキャパシティに限界がある。継続性の欠如として、単発体験で終わるケースが多く、年間を通じた関係構築が今後の課題となる。今後の方針として、プログラムの多様化や体験後のフォローアップを行い、年間を通じたボランティア活動へ誘導していく。	こども・若者のボランティア参加人数	243	人	受け入れ施設・団体	41	施設・団体			
8	こども・若者の意見表明・参画	地域の中での若者の主体的な参画	こども・若者参画のための体制づくり	こども・若者部会（再掲）	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくり出す。（仮称）和光市こども権利条例の制定に向けて、検討を行います。	子ども家庭支援課	29		【No1参照】										
9	こども・若者の意見表明・参画	地域の中での若者の主体的な参画	若者の社会参画と自立支援	成人式企画	新成人で構成する成人式実行委員会の企画・運営による式典を開催することで成人としての自覚を醸成します。	生涯学習課	29	◎	新成人で構成される実行委員会を10月から1月にかけて月2回程度開催し、式典プログラムやスライドショーの制作、当日の司会進行などの運営を主体的に行うことで、成人としての自覚を醸成した。	引き続き、実行委員会形式を継続し、新成人が自らつくる成人式を開催することで、成人としての自覚を醸成できるよう支援する。	式典出席率	65	%	実行委員数	8	名			
10	こども・若者の意見表明・参画	地域の中での若者の主体的な参画	若者の社会参画と自立支援	青少年育成推進員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期の家庭でできる教育についての講習会を実施します。	スポーツ青少年課	29	◎	青少年育成推進員を対象に、3回の講習会を実施した。第1回は図書館職員による『ブックトーク（優良図書の紹介）』、第2回は県職員による『食の安心サロン』、第3回は参加者による意見交換会を開催し、青少年期の家庭教育について学びを深めた。講習会を通じて、推進員が家庭での教育支援に関する知識を習得し、地域での青少年育成活動の質向上につながった。	講習会の内容が全ての学校に均等に周知されていないことが課題である。推進員から学校への情報伝達や、保護者への周知方法の工夫が必要である。次年度は、講習会の内容を資料化し、推進員が学校や保護者に情報提供しやすい環境づくりを進め、講習会の内容をより実践的で、学校・家庭で活用しやすいものにする。	講習会実施回数	3	回						
11	こども・若者の意見表明・参画	地域の中での若者の主体的な参画	若者の社会参画と自立支援	青少年相談員（再掲）	若者（高校生から39歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課	29		【No6参照】										

										令和7年度												
No	基本方針		基本施策		分類	取組内容		取組の概要		担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)		課題・次年度方針		数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3	
12	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	4	児童センター事業	複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	保育施設課	29	○	キッズボランティアがこどもまつりに店舗を出店したほか、小学6年生によるスポーツフェスティバルが開かれるなど、こどもたちが自身が企画・運営に関わる機会を設けることができた。「キッズサポーター」の活動も定着し、こどもが運営の担い手となる場として根づきつつある。	こどもが主体となる活動を継続するとともに、広沢小学校とは学校運営協議会への参画を通じて引き続き連携を図る。こどもの声を取り入れた事業展開を進め、誰もが立ち寄りとなる場づくりに取り組む。	こども・若者の意見を反映したイベントの開催回数	3	回					
13	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	5	わこらぼまつりの企画・運営	こども・若者を含めた多世代の市民と市民活動団体等が参加し、市と協働でまつりを企画・運営していきます。	市民活動推進課	29	◎	若者も含め広く募集した運営ボランティア、市民活動団体により催行できた。	引き続き、若者が参加しやすい会議時間の設定などを行い継続する。	企画・運営ボランティア	20	名					
14	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	6	勤労青少年ホーム講座	市内の35歳以下の勤労者を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、余暇の充実を目的としたカルチャー講座、健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課	29	○	スキルアップを目的とした講座として「10代・20代のためのキャリア論」、余暇活生の充実を目的とした「パーセラーツ講座」を実施した。	市内35歳以下の子供・若者が参加しやすい日程や内容を検討し、講座実施の際には市内小中学校等に周知を図る。	青少年参加者数	8	名					
15	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	7	勤労福祉センター講座（アクシス）	市内在住・在勤の方を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課	29	○	勤労者の健康・福祉増進を目的とした講座として「誰でも卓球教室」「コケを学ぼう〜はがきづくり」「デッパアートアメリカンフラワー講座」を実施した。	勤労者が参加しやすい講座内容を検討し、講座実施の際には、勤労福祉センター近隣事業者に周知を図る。	参加者数	32	名					
16	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	8	勤労感謝ウィーク・イベント	勤労福祉センターの認知度を高め、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進のために、勤労感謝の日にレクリエーションや健康増進を図る講座等を実施します。	産業支援課	29	○	勤労感謝の日にイベントを実施。「バランスコーディネーション・ピラティス」「健康体操」等の講座を実施した他、アクシス利用団体の活動PR展示、近隣事業者紹介展示等を実施した。	次年度のイベントについては、勤労福祉センター運営検討委員会にて検討する。	参加者数	82	名					
17	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	9	創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、創業セミナーを開催し、和光市でチャレンジしたいという創業者の機運向上を図ります。	産業支援課	29	○	近隣市、近隣市の商工会、日本政策金融公庫と創業セミナーを開催し、長年創業・ベンチャー支援センター埼玉で創業相談を受けている講師による基調講演や起業家の先輩方によるトークセッションを実施した。	参加者アンケートの結果、役に立つ受講内容であったと満足度が高いとの評価が多数であった。定期開催により、創業セミナーの実施を定着させるよう、近隣市や商工会、日本政策金融公庫と連携を強化する。	参加者数	39	名					
18	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	10	若者の就労支援	ふるさとハローワークと連携し、職業の相談や紹介、求人の情報等を提供し、若者の就労支援に取り組んでいきます。	産業支援課	29	○	ふるさとハローワークによるミニ面接会、就職セミナーの開催の会場手配等支援を実施した。また、勤労青少年ホームにおいて求人情報の提供を実施した。	求人サイトの活用やすき間バイトなど、就職活動が多様化する中、ハローワークでは経験豊富な職員によるマンツーマンの支援ができる特性をPRしていく。	年間相談件数	4153	件					
19	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	11	インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に生かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課	29	◎	じゃがいも、トウモロコシ、さつまいもの収穫体験を実施した。大変好評な事業であり、キャンセル待ちもあった。	事業を継続実施し、農地や農作物に直接触れ合える機会とする。	開催回数	4	回	参加人数	451	名		
20	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	2	若者の社会参画と自立支援	12	福祉教育実践	社会福祉協議会や福祉施設と連携し、学校等で福祉を学ぶ機会の提供や交流事業、職場体験事業として、こども・若者等を受け入れ、学習機会の充実や福祉施設と地域をつなぐ支援を行います。	地域共生推進課	29	○	地区社会福祉協議会や事業者の協力を得て、小学校や学童クラブにおいて福祉出前授業の実施による福祉教育の実践を行ってきました。	全ての小中学校において実施できていないため、学校とのマッチング強化として、年度初めに学校側とニーズ調整を行い、カリキュラムに合わせた「出張福祉講座」や「体験プログラム」のメニュー化を推進する。								
21	I	こども・若者の意見表明・参画	2	地域の中での若者の主体的な参画	3	若者への発信	1	こども・若者に向けた広報	こども・若者の市への関心を高め、若者の参画を推進するため、SNSの活用やホームページの作成等、こども・若者にとって魅力的な広報を発信します。	秘書広報課	29	○	広報わここの紙面をリニューアル、若い世代が多く利用するInstagramでは、イベント時に市の広報を若者へPRすることで、10代、20代の閲覧数・フォロワー数も堅調に推移している。	引き続き市の広報媒体のPRに取り組むほか、こども・若者に関心を持たれる企画を検討する。	広報わここの一月の平均配布数	44269	世帯	Instagramフォロワー数	1559	名		
22	I	こども・若者の意見表明・参画	3	多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり	1	こども・若者の相談の場の確保	1	総合こども家庭センター（こどもからの相談）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援をしています。	子ども家庭支援課	31	○	ホームページでこどもの相談窓口について周知し、こどもから、総合こども家庭センターへの相談が10件程度あった。また、関係機関と連携し、こどもの状況について共有しながら支援を行った。	引き続き、総合こども家庭センターでの相談を受け付けるが、こどもが自ら市役所に来て相談することは稀である。こどもが通いやすい児童館等で積極的に相談を受けてもらい、市に繋げてもらうように連携していく。	こどもからの相談件数(概算)	10	件					
23	I	こども・若者の意見表明・参画	3	多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり	1	こども・若者の相談の場の確保	2	教育支援センターによる相談支援	学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築し、教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	学校教育課	31	○	学校や関係機関と連携し、教育支援センターで保護者・児童生徒への面談、電話相談、学校訪問などを行い、個別に応じた支援を実施した。また、学校との連携し、保護者の不安軽減や児童生徒の居場所づくりにも効果が見られた。	学校との情報共有の標準化を進めるとともに、保護者支援の体系化および復帰後のフォロー体制の強化を図る必要がある。	相談件数	1021	件					

No		基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	令和7年度											
									評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3				
24	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	3	学校教育相談	31	○	相談支援体制の整備により、相談員・SC・SSWが連携して学校の実情に応じた支援を実施した結果、相談しやすい環境が整い、専門職の連携により支援の質が向上し、学校全体の支援力が強化され、不登校の人数の減少にもつながった。	家庭の課題が複雑化する中、保護者への継続的な支援体制の強化が求められており、同時に新規不登校を防ぐためのフォロー体制の仕組み化が課題である。	相談件数	14156	件						
25-1	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	4	適応指導教室	31	○	適応指導教室において長期欠席の児童生徒が安心して学べる環境を整えた。学校と適応指導担当が情報共有を密に行ったことで、個々の状況に応じた支援につながり、学校復帰や自立に向けた前進が見られた。	出張適応教室においては、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援をより手厚く行えるよう、内容の充実を進めたい。									
25-2	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	4	適応指導教室	31	◎	学校教育課が実施している適応指導教室に地域の公民館会議室を貸し出し、学校以外の相談の場の提供に寄与している。	引き続き、公民館を活用した適応指導教室の実施に協力していきたい。									
26	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	5	学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	31	○	日々の活動の中で児童一人ひとりの様子に目を配り、変化や悩みを早期に受け止める姿勢で関わることでできた。また、送迎時等に保護者からの育児に関する声かけや困りごとにも丁寧に応じ、関係機関とも情報を共有しながら、身近で気軽に頼れる存在として機能した。	関係機関との連携をさらに強化し、相談支援の質の向上を図る。職員の対応力向上に向けた研修機会の確保にも取り組む。	相談件数	130	件						
27-1	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	6	若者の相談窓口の充実	31	△	若者から相談があれば対応し、支援を行っているが、相談体制の充実を図ることはできなかった。	若者の定義を明確にし、若者に応じた相談窓口を提供できるようにする。									
27-2	I	こども・若者の意見表明・参画	3	I	こども・若者の相談の場の確保	6	若者の相談窓口の充実	31	○	相談内容に応じたケース検討会議の実施による、福祉・就労機関への橋渡しを行った。特に引きこもり相談センターでは相談窓口のワンストップ化推進とSNS等を活用したアクセス向上を推進した。	「相談」に至らない層へのアプローチや支援ネットワークの強化を推進していく									
28	I	こども・若者の意見表明・参画	3	2	外国にルーツがあるこどもの支援・体制づくり	1	外国籍の児童生徒への日本語学習支援	31	○	日本語指導員の配置と日本語指導によって、児童の日常生活での困難を軽減することができた。	各小・中学校と連携し、必要な支援を提供できるようにする。									
29	I	こども・若者の意見表明・参画	3	2	外国にルーツがあるこどもの支援・体制づくり	2	やさしい日本語の推進	31	○	出入国管理庁及び文化庁が作成した「やさしい日本語」ガイドラインを各課へ周知した。また、HPにて「やさしい日本語」で市内イベントの周知をした。	庁内での周知を拡充し、外国人住民を意識した情報提供方法を画策する必要がある。									
30	I	こども・若者の意見表明・参画	3	3	学習支援	1	学習支援	31	○	中学3年生の高校進学率が100%を達成。適切な進路指導により、自身の適性合った進学先を選択できた。心理的安全性の確保として、子どもたちから「ここが落ち着ける場所である」「勉強に対する不安が減った」という声が多数寄せられ、家庭の経済状況に関わらず安心して学べる環境が提供された。	家庭環境や本人の意欲により、欠席が続くケースがある。経済的困窮以外の悩み（家庭内不和、健康上の問題等）を抱える世帯が多く、学習支援の枠を超えた包括的な支援体制との連携を推進し、家庭との連携強化を行う。	受講者高校進学率	100	%						
31	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	1	I	こどもを守る体制づくり	1	要保護児童対策地域協議会	35	○	要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、支援を要する児童等に対しての把握・支援策について協議できた。	支援を要する児童等を発見した際の対応手順について関係機関と共有し、連携を強化していく。	協議会開催回数	7	回						
32	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	1	I	こどもを守る体制づくり	2	いじめ問題対策連絡協議会	35	○	協議会での取組に加え、SNSトラブルから子どもたちを守るため、朝霞警察署の方を招いて講演を実施した。さらに、いじめの早期発見・早期対応を促す家庭向けリーフレットを作成し、和光市立小中学校の全家庭へ配付した。	より広く周知を図り、多くの関係者に参加していただくことで、講演会の一層の充実につなげたい。	協議会開催回数	2	回						

										令和7年度																
No		基本方針		基本施策		分類		取組内容		取組の概要		担当課	P		評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1			数値実績2			数値実績3		
33	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	2	子どもを守る相談支援	1	総合こども家庭センター（こどもからの相談）（再掲）		こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援を行っていきます。		子ども家庭支援課	35			【No22参照】										
34	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	2	子どもを守る相談支援	2	学校教育相談（再掲）		小・中学校相談室において、教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し、児童生徒の相談支援を行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。		学校教育課	35			【No24参照】										
35-1	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	2	子どもを守る相談支援	3	適応指導教室（再掲）		長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。		学校教育課	35			【No25-1参照】										
35-2	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	2	子どもを守る相談支援	3	適応指導教室（再掲）		長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。		生涯学習課	35			【No25-2参照】										
36	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	2	子どもを守る相談支援	4	学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化（再掲）		子育て世代包括支援センター等と連携し、児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応します。		保育施設課	35			【No26参照】										
37-1	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	1	自殺防止対策		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。		健康支援課	36	◎		市内小中学生に対し、夏休みの課題としてのいのちの標語を募集し、103件の応募があった。応募者には景品を配布し、同意を得たものについては児童センターに作品を掲示した。	校長会を通じ例年どおり周知を依頼したが、一部学校で児童・生徒への案内が見送られたため応募数は減少した。応募作品の質が高く、『わびあ』での掲示により市民への周知が図れた点を評価している。次年度はより多くの児童・生徒が参加できるよう、周知方法を検討していく。	いのちの標語応募件数	103	件						
37-2	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	1	自殺防止対策		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。		学校教育課	36	○		小・中学校における道徳の授業を中心に、教育活動全般により命の尊さを感じさせる機会を意図的に生み出すことができた。	継続して道徳教育や人権教育の重要性を伝え、命の大切さや心の健康に対する児童生徒及び教職員の意識を高める。									
37-3	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	1	自殺防止対策		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。		子ども家庭支援課	36	○		いのちの標語の実施、広報紙による周知、道徳の授業におけるこころの健康に関する指導を実施した。	来年度は、試験的に長期休暇明けの自殺予防対策強化としてオンライン授業の実施を予定。（北原小学校）こころの健康教育に関して、小中学校の養護教諭と連携をはかり、行える取り組みについて検討していく。									
38	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	2	ヤングケアラー支援		早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、必要に応じて、子育て世代訪問支援事業等を活用し、支援を行います。		子ども家庭支援課	36	△		ヤングケアラーの実態把握のための調査は未実施。一方で、個別支援の中で、関係機関と連携してヤングケアラーと考えられるこどもに対して状況に応じた支援を実施した。	ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、個別支援を行っていく。									
39	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	困難を抱えた子どもへの支援	3	子どもを守る支援の充実	3	児童育成支援拠点事業		生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。		子ども家庭支援課	36	○		支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援を行った。	利用児童が限定的であるため、当該事業が必要な児童等が適切に利用できるようにする。	利用児童数	18	名						

令和7年度																			
No		基本方針	基本施策		分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1		数値実績2			数値実績3	
40	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	4	子育て世帯訪問支援事業	子ども家庭支援課	36	○	家事や子育てに不安や負担を抱える家庭に対し、サポートプランに沿って必要な支援を行い、家庭が抱えていた不安や負担の軽減につながった。	関係機関と情報共有し、支援を必要とする家庭をよりの確に把握し、効果的に支援を提供できるようにする。	訪問回数	15	回				
41	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	5	養育支援訪問事業	子ども家庭支援課	36	○	栄養士や看護師等、専門的な職種の支援が必要な家庭に対し、サポートプランに沿って必要な支援を行い、養育技能の向上につながった。	関係機関と情報共有し、支援を必要とする家庭をよりの確に把握し、効果的に支援を提供できるようにする。	訪問回数	2	回				
42	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	6	親子関係形成支援事業	子ども家庭支援課	36	×	集団でのグループワーク等を希望する保護者がいなかったため未実施。	新規事業として親と子の相談室（直営の事業）を開始する。個別面談を実施し、ペアトレを含め、親子関係を見直し子育てのストレス軽減を目的とする。	参加家庭数	0	件				
43-1	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	7	子育て短期支援事業、緊急サポート事業	子ども家庭支援課	36	△	里親等、事業を受託する者等との調整が完了しておらず子育て短期支援事業は未実施であるため、緊急サポート事業の利用を案内した。	里親等、事業を受託する者とのヒアリング等により子育て短期支援事業の制度設計を行い、事業を開始する。	利用件数	0	件				
43-2	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	7	子育て短期支援事業、緊急サポート事業	ネウボラ課	36	○	前年度より活動件数が20%増加。市民のニーズに応えられている。	協力会員を増やすため、後方に力を入れて取り組んでいく。	利用件数	482	件	宿泊件数	45	件	
44	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	8	一時保育（一時預かり事業）	保育サポート課	36	◎	みなみ一時保育室、しらこ一時保育室で一時預かり事業を実施した。保護者の就労や就学を理由とする非定型枠の利用が少ない場合は、受入れ枠の調整によりリフレッシュ枠の追加受入れを行うなど柔軟に対応した。	引き続き、受入れ枠の調整によりリフレッシュ枠の追加受入れを行うなど、保護者のニーズに柔軟に対応していく。	延べ利用件数	6124	件				
45	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	3	子どもを守る支援の充実	9	子どもが自分を守るための情報提供	子ども家庭支援課	36	○	ホームページで子どもの相談窓口について周知した。また、こどものとの面談時に総合子ども家庭センターや児童相談所等の案内をした。	引き続き、相談機関等の周知を行い、困難を抱えている子どもが相談しやすい環境を整える。							
46	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	1	4	学習支援	1	学習支援（再掲）	地域共生推進課	36		【No30参照】								
47	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	1	子どもを守る地域づくり	1	学校教育における青少年健全育成の推進	学校教育課	38	○	各小・中学校において、薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施し、啓発を行うことができた。また、中学校ではネットモラル講演会を実施し、生徒の情報モラルの向上を図った。	次年度は、これらの取組をより効果的なものとするため、内容の充実や実施方法の工夫、家庭や地域との連携強化が課題となる。							
48	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	1	子どもを守る地域づくり	2	コミュニティ・スクール	学校教育課	38	○	生涯学習課と連携し、学校・家庭・地域が協働して教育目標や課題を共有しながらコミュニティ・スクールとしての取組を進めた。地域人材の活用や居場所づくりを通して、子どもを地域全体で支える体制の強化につながった。	次年度は、生涯学習課との連携をさらに深め、地域人材の活用や情報共有の仕組みを強化しながら、学校・家庭・地域が協働して子どもを支える体制の実効性を高めていくことが課題となる。							

令和7年度																									
No	基本方針		基本施策		分類		取組内容		取組の概要		担当課		P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1			数値実績 2			数値実績 3		
49	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	3	地域学校協働活動	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組として、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。また、夏季等の長期休業期間に公民館の会議室等を自習室として開放し、ボランティアの学習支援者を派遣しています。	生涯学習課	38		○	地域学校協働本部を核として、学校と地域が連携した体験型活動を推進したことにより、児童生徒の学びが具体化し、地域への関心が高まるなど一定の成果が得られた。また、学校教育の枠組みでは難しい活動を地域人材の協力により補うことで、教育活動の幅が着実に広がっている。さらに、学校側の取組を地域へ広く発信したことで、地域の応援や活動への参画を促す好循環が生まれており、学校を核とした地域づくりという目的の実現に向けて順調に進捗している。	本活動の認知度向上と、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との役割分担の明確化を喫緊の課題とする。次年度は、地域と学校が目指すべき児童生徒像を共有し、学校のニーズと地域人材のマッチングをより計画的に行うことで、双方が無理なく協力できる持続可能な体制の構築を目指す。また、活動の増大に伴う特定個人への負担集中を防ぐため、年間の活動見通しを早期に共有し、役割分担や手順の明確化を図る。併せて、支援者とのネットワークを強化し、地域・学校間の円滑な連携と「持続的な地域学校協働活動」の確立に努める。	学校支援の回数	160	回							
50	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	4	喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代を対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。また、成人式でも飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課	38		○	5月の世界禁煙デーに合わせて、センター内ポスター掲示、ホームページの禁煙記事の更新及びLINE通知を実施し、禁煙の必要性を周知した。成人式で、飲酒・喫煙に関するチラシを配布し、喫煙の害等について周知した。	国際デー及び成人式のタイミングでの周知強化を図り、喫煙及び飲酒の有害性について広い世代に周知できた。今後も同様のタイミングで継続していく。	成人式でのチラシ配布（概算）	600	件							
51	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	5	青少年育成推進員会 青少年をまもる店	青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」青少年をまもる店として協力してもらいます。	スポーツ青少年課	38		○	青少年をまもる店の協力状況を把握するため、市内140店舗を対象に書面調査を実施した。回答がない店舗については外観調査を行い、営業継続状況を確認した。調査結果から、協力店舗の現状を把握することができたが、新規協力店舗の開拓や既存店舗の継続支援に向けた具体的な取組が十分ではなかった。	協力店舗数が減少傾向にあり、閉店等による減少が新規店舗の増加に追いついていないことが課題である。協力店舗の維持と新規開拓の両面での取組が必要である。次年度は、新規協力店舗の開拓活動を強化する。	協力店舗数	135	店舗							
52	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	6	民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの担当地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、市や関係機関へのパイプ役として、社会福祉の増進に努め、「児童委員」を兼ねています。	地域共生推進課	38		◎	令和7年度は3年に1度の改選年であり、和光市では改選の度に充足率が低下していたが、今年度は改選前の状況をほぼ維持することが出来た。	欠員地区が引き続き生じているため、民生委員児童委員の確保に努めていく。	民生委員児童委員充足率	80.4	%							
53	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	7	地区社会福祉協議会	地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織として、地域の祭り参加、子育て支援情報発信、学校・保育園の行事参加・連携、挨拶運動、通学路の安全調査協力、地区防災計画の策定、美化活動、夏休みラジオ体操、子ども食堂、あいさつ運動等の住民参加による活動を通して、日々の暮らしの中にある福祉課題の解決に取り組んでいます。	地域共生推進課	38		◎	市内9つの地区社会福祉協議会において活発に活動がなされ、子育て支援・教育連携としての学校・保育園行事への協力や、安心・安全のまちづくりとして、挨拶運動、通学路の安全調査、防災計画策定が行われた。また、世代交流・居場所づくりとして、地域の祭り、ラジオ体操、子ども食堂も多数開催され、生活環境の整備として地域美化活動も活発に行われた。	活動の固定化・担い手不足があり、特定の役員への負担が大きく、世代交代や活動の継続が困難な組織がある。活動負担の軽減と支援としてICTツールの活用や役割の細分化を進め、より多くの住民が「無理なく」参加できる運営スキームの提案・支援を行っていく。また、連携プラットフォームの構築として、見守りネットワークの構築を目指していく。										
54	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	8	自主防犯活動支援（防犯パトロール用品貸与）	自主的な防犯活動を行う団体への支援として、防犯パトロール用品を貸与することで、防犯意識の啓発や犯罪への抑止力の一層の向上を図ります。	危機管理室	38		○	自主防犯団体に対し防犯ベストやキャップを貸与した。	防犯用品を貸与を継続し、防犯パトロールの実施を促す。										
55	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	9	防犯マップの作成	地域住民や防犯団体等との協働により現地調査（フィールドワーク）を実施し、見守りが実施されている安全な場所や注意が必要な危険な場所等の情報を集め、「和光市防犯マップ」を作成して、こどもの見守り活動での活用を促進します。	危機管理室	38		◎	第四小学校及び第五小学校区でフィールドワークを実施し、見守りに必要な情報収集と意見交換を行った上で、防犯マップを更新し、マップの活用を促した。	フィールドワークを行う小学校区を変えて、令和7年度と同様に事業を実施する予定。	フィールドワーク実施回数	2	回	フィールドワーク参加人数	57	人				
56	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	10	防犯リーダー養成講座	犯罪の状況やその対策、地域での防犯について理解を深め、地域や学校区域で中心となった防犯活動できる人材を増やすため、市内在住・在勤・在学者を対象に和光市防犯リーダー養成講座を開催します。	危機管理室	39		◎	全3回の講座を開催し、1回目は「広げよう見守り！高めよう防犯力！～子ども達を犯罪から守るためにできること～」をテーマに講演会を実施、2回目はサイバーセキュリティ、3回目は防犯マップを活用した見守り術をテーマに講座を実施した。	地域での防犯を推進するための講座を実施予定。	修了者数	26	名							
57	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	11	青色防犯パトロール	青色防犯パトローラーの定期運行により市内全域のパトロールを行い、不審者情報等があった際には該当地域を重点的に巡回して注意喚起や犯罪抑止を図ります。	危機管理室	39		◎	警察からの情報等を元にパトロールを行う地域及び放送内容を決定し、青色防犯パトローラーを定期的に運行した。	青色防犯パトローラーの巡回により、注意喚起や犯罪の防止を図る。	実施回数	180	回							

令和7年度																								
No	基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1			数値実績 2			数値実績 3							
58-1	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	企画人權課	39	◎	和光市民文化センターでは、大ホール、小ホール、事務室にAEDを設置している。	今後も管理を徹底し、緊急時にAEDを使用できる環境を整える。	設置箇所数	3	件							
58-2	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	総務課	39	◎	和光市役所では、行政棟1・3・6階、議会棟1・2階、展示棟1階にAEDを設置している。	今後も管理を徹底し、緊急時にAEDを使用できる環境を整える。	設置箇所数	6	件							
58-3	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	市民活動推進課	39	◎	全てのコミュニティセンター・地域センターに設置している。	引き続き設置する。	設置箇所数	9	件							
58-4	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	産業支援課	39	◎	勤労福祉センター、勤労青少年ホーム、農業体験センターにAEDを設置している。	施設利用者の安全な環境を整えるため、救護訓練としてAEDの使い方の講習を検討する。	設置箇所数	3	件							
58-5	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	保育サポート課	39	◎	公共施設における安全対策として、各施設にAEDを配備するとともに、日常的な維持管理を実施しました。	引き続き、子育て支援施設等にAEDの設置を促す。	設置箇所数	40	件							
58-6	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	保育施設課	39	◎	学童クラブや児童館にAEDを設置し、施設利用者等が安全に利用できる環境を整えることができた。緊急時の対応体制の確保につながった。	設置済みAEDの適切な維持管理を継続するとともに、利用者や職員への周知・啓発を進める。緊急時に確実に活用できる体制づくりを図る。	設置箇所数	12	件							
58-7	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	健康支援課	39	◎	健康増進センター1階に設置しており、入口の自動ドアにはステッカーを貼り周知を行い、当センター及びわびあの安全な利用環境を整えている。	今後も継続して設置し、引き続き当センター及びわびあの安全な利用環境を整えている。	設置箇所数	1	件							
58-8	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	学校教育課	39	◎	各小中学校にAEDを設置し、児童生徒の安全な利用環境が確保された。	引き続き各小中学校にAEDを設置し、児童生徒の安全な利用環境を整える。	設置箇所数	24	件							
58-9	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	生涯学習課	39	◎	各公民館及び各図書館、新倉ふるさと民家園に自動体外式除細動器（AED）を配置・管理し、施設利用者や周辺住民が緊急時に迅速な救命活動を行える体制を構築した。	引き続き、AEDを設置し、安全な利用環境を提供したい。また、AEDの設置や周知にとどまらず、有事の際に自信をもって操作できるよう、普通救命講習の受講の促進や体験機会の創出が継続的な課題である。	設置箇所数	6	件							
58-10	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	スポーツ青少年課	39	◎	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えているため。また、スポーツ青少年課で2台AEDを保持し、大会などの貸出も適切に行っているため。	【次年度方針】公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	設置箇所数	4	件							
58-11	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	12	AEDの設置	公共施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	長寿あんしん課	39	◎	指定管理施設や地域包括支援センターなどに設置している。	施設利用者の安心・安全のため引き続き設置を継続する。	設置箇所数	6	件							
59	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	13	教育・保育施設等の適切な施設管理	教育・保育設置運営事業者に対し、耐震性を含む安全な施設の確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を引き続き求めています。	保育施設課	39	○	市内施設に対する実地での指導検査を通じて、設備の点検状況や避難訓練、事故防止の取組等を確認し、必要に応じて助言等を行った。各事業者における自主的な点検体制や改善行動を促すことができた。子どもが安心して過ごせる環境の維持につながった。	指導検査で把握した事例を、他施設にも横展開できるように情報共有の在り方を工夫する。改善状況の継続的な確認を通じて、各事業者が主体的に安全水準を高めていけるよう、伴走的な支援と助言を行う。										
60	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	14	公園の安全確保	子どもの安全、安心を確保した公園となるよう、定期的な遊具点検や樹木の剪定等の維持管理を行います。	公園みどり課	39	◎	市管理の公園について、年度を通じて維持管理業務を委託し、定期的な遊具の点検、清掃等を行い、安全安心に子どもたちが利用できるよう務めている。令和年度は遊具による事故等の報告はなかった。	引き続き、同様の管理を行っていく。経年による遊具の故障があるため、事故が起こらないよう継続的な点検が必要である。										
61	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	1	子どもを守る地域づくり	15	地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようになります。また、公園利用における課題解消を図ります。	公園みどり課	39	◎	市民を構成員の主体とした公園サポーターによる公園花壇の植栽の植え付け、管理を行っている。	公園サポーターの登録を増やし、市民が主体的に活動できる公園を増やしていく。そうすることで、公園の魅力向上、地域への愛着の醸成を促すことで、地域での見守り環境ははぐくむことに務める。公園サポーター養成講座への参加者増加が課題となっている。										

No		基本方針	基本施策		分類		取組内容	取組の概要	担当課	P	令和7年度												
											評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2			数値実績 3				
62	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	16	安全に通行できる市道の維持管理と整備	安全で安心して通行できるよう、市道における道路拡幅や歩道や車道の設置工事を行うとともに、交通事故防止・抑制となる路面標示やカーブミラー等の整備を行います。	道路安全課	39	○	市道における道路拡幅工事を施工するとともに、路面標示の整備、新設のカーブミラーを設置することで安全な道路管理を行った。	引き続き適切な道路の維持整備に努める。	道路改良延長	103.5	m	路面表示施行延長	1490.28	m	カーブミラー設置	2	箇所
63	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	17	通学時の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。危険箇所を定期的に点検し、見守り体制を強化していきます。	学校教育課	39	◎	スクールガードリーダーを各校に配置し、通学時の見守りを実施。また「ながら見守り」の実施を行い、見守り体制を整備した。	引き続き通学路点検で危険箇所を確認し、共有していく。									
64	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	18	交通指導員の配置	登下校において交通指導員の適切な配置を行うとともに、学校を中心とした地域及び保護者を交えた防犯及び交通安全指導体制を構築していきます。	教育総務課	39	◎	登下校時の見守りと常識的な交通マナーの啓発、指導を行い、防犯及び交通安全指導体制を構築した。	学校や地域、保護者等との協力体制を強化し、継続的な活動を行っていく。	見守り箇所	38	箇所	日数	201	日			
65	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	19	指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	4月第4水曜日から10月第4水曜日のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に、猛暑から身を守るため、公共施設等をクーリングシェルターとして開放します。	健康支援課	39	○	熱中症特別警戒アラートは発表されなかったため、クーリングシェルターの開放はなかったが、令和7年度中は民間の施設を17箇所新たにクーリングシェルターに指定し発表時の態勢を整えた。	熱中症特別警戒アラートが発表された際の対応を確認するための態勢を整えるため、令和8年度以降に訓練の企画、運営などを行う。	指定暑熱避難施設件数	43	件						
66	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	20	まちのクールオアシス	熱中症予防対策のために、夏季外出時（6月1日から9月30日まで）に各公共施設等を「わこうクールオアシス」として、開放します。	健康支援課	39	◎	WGBTが33を超えた日に、市のHPやX等を活用して、市民周知を図った。	まちのクールオアシスは、県の制度として実施しているが、令和8年度には市内公共施設、令和9年度には民間施設の管理の権限が市に移管される。次年度に市の実施要領を定め以降も、熱中症対策を推進していく。									
67	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	21	デートDV防止セミナー	若者に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会の積極的な提供の一環として、中学生の生徒を対象にDV根絶に向けた意識の醸成を目指すセミナーを開催します。	企画人権課	39	◎	大和中学校の第三学年を対象にデートDV防止セミナーを実施し、意識の啓発を行った。	令和8年度は第二中学校でデートDV防止セミナーの実施を予定している。	参加者数	278	名						
68	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	1	こどもを守る地域づくり	22	こどもの消費者被害の防止	こどもの消費者被害を防ぐために学校等への消費生活講座・講習会を開催し、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布等の啓発活動を行います。	市民活動推進課	39	○	次の取り組みにより消費者被害の未然防止に寄与した。毎月学校への注意喚起メールを配信。子ども用消費生活力リーダーを全小学6年生、全中学生に配付。夏休み消費生活クイズラリーの実施。	引き続き、子ども向けの啓発活動を行い、消費者被害の未然防止を図る。	講座・講習会参加者数	0	名	カレンダー配布枚数	3580	部			
69	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	2	こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり	1	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿を作成し、個別計画を作成する等名簿を適切に活用し、対象者の生命・身体を災害から保護します。	地域共生推進課	40	○	3月定例会に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の案を上げし、要綱による希望者のみの名簿掲載から、逆手上げ方式として、掲載を希望しない方のみ申請をしてもらい、それ以外の方は同意者として名簿掲載及び個別避難計画を作成していく案を制定した。	令和8年度の1年度間をかけて、制度変更の周知啓発を実施していく。	30歳未満の登録者数	90	人						
70-1	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	2	こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり	2	福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	障害福祉課	40	△	災害時等に一人で避難できない方に対する避難行動要支援者登録制度や避難所情報の周知に努めた。	福祉避難所の設置運営に関する災害応援協定を締結している施設との連携を深める取組や備蓄品の確認等を行う。									
70-2	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	2	こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり	2	福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	保育施設課	40	△	配慮を要することもや家庭が、いざというときに安心して身を寄せられる場の確保に向け、関係課や事業者と協議を重ね、受け入れ手順や物資の備えに関する整理を進めることができた。指導検査の機会も活用し、各施設における非常時対応の実効性についても確認を行い、地域全体での備えを一步前進させることができた。	机上の整備にとどまらず、実際に動ける体制となっているかを訓練等を通じて検証する。配慮を要する一人ひとりの状況に応じた個別対応の考え方を関係者で共有し、有事の際に確実に機能する仕組みへと磨き上げていく。									
70-3	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	2	こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり	2	福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	地域共生推進課	40	△	福祉避難所の体制が大きく変わる見込みである地域防災計画の改定に合わせて実施予定であったが、改定が調整中であるため、実施出来なかった。	改定後、順次実施していく。									
70-4	2	こどもを守るセーフティネットの強化・支援	2	こどもを守る地域づくり	2	こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり	2	福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	危機管理室	40	○	福祉避難所を指定し、避難者用の紙おむつやおかゆ等を備蓄している。	計画的に備蓄品の入替等を行う。									

令和7年度																								
No	基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3									
71-1	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	2	子どもの権利が保障された災害に備える地域づくり	3	防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認、避難マニュアルの見直し、BOSAIフェアや地域防災訓練の実施等を通じて防災意識の向上を促します。	保育施設課	40	○	指導検査等の機会を通じて訓練の実施状況や備蓄の管理状況を確認し、必要に応じて助言を行った。事業者が自園の実情に即して見直しを行うきっかけづくりとなり、現場で本当に動ける備えへと近づける一歩につながった。	ひとたび災害が起れば、子どもの命を守るのは現場の職員一人ひとりである。形式的な訓練やマニュアルの整備にとどまらず、想定外の事態にも臨機応変に対応できる力を育てる視点で、事業者と共に学び合う機会を広げていく。										
71-2	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	2	子どもの権利が保障された災害に備える地域づくり	3	防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認、避難マニュアルの見直し、BOSAIフェアや地域防災訓練の実施等を通じて防災意識の向上を促します。	危機管理室	40	○	BOSAフェア及び地域防災訓練を実施した。	災害発生時に地域共助の中心となる可能性のある中学生などにBOSAIフェアで共助の意識を高めてもらい、地域での防災訓練の参加につながる流れを作ることが必要である。	BOSAIフェア参加者数	709	人	地域防災訓練参加者数	557	人				
72	2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	2	子どもを守る地域づくり	2	子どもの権利が保障された災害に備える地域づくり	4	教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう定期的に引き取り・引き渡し訓練等を実施します。	保育サポート課	40	◎	教育・保育施設において定期的な引き取り・引き渡し訓練を実施し、緊急時の避難行動および保護者への引き渡しを円滑に進めるための連携体制の確認を行った。	引き続き、非常時に円滑な対応ができるよう訓練等を実施するとともに、効果的な実施につながるよう見直しを行っていく。	実施回数	1	回							
73-1	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっクラブ等放課後対策事業の推進	待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、学童クラブとわこうっクラブとの一体的な事業を展開し、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保します。	保育施設課	43	○	関係課との協議を重ね、放課後を過ごすこともたちが垣根なく交流し、それぞれの興味や関心に応じて時間を過ごせるよう、運営の枠組みづくりを前進させることができた。働く保護者の増加に伴うニーズにも応えながら、子どもにとっても多様な仲間や遊びと出合える環境が整いつつある。	利用することもの数や過ごし方は地域や学校ごとに異なるため、画一的な運営ではなく、それぞれの実情に合った形を見出していく必要がある。学校現場の声や利用者の声を丁寧に拾い上げ、子どもにとって本当に過ごしやすい場となっているかを検証しながら、運営の在り方を磨き上げていく。										
73-2	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっクラブ等放課後対策事業の推進	待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、学童クラブとわこうっクラブとの一体的な事業を展開し、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保します。	生涯学習課	43	◎	指定管理者による一体型・一体的運営が定着し、待機児童の解消および放課後の安定的かつ安全な居場所確保に大きく寄与している。また、学童クラブとわこうっクラブの合同イベントの実施により、学年や利用区分の垣根を越えた児童間の交流が促進され、多様な体験の機会が拡充された。	引き続き、学童クラブとの一体型・一体的な運営を推進する。関係課および事業者との連携体制をさらに強固なものとし、放課後の安心・安全を確保しつつ、子どもたちの多様な体験機会の拡充を図る。	利用者数	59,388	名							
74	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	2	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	保育施設課	43	○	共働き家庭の増加に伴う申込みに対応し、子どもが学校終了後も安心して過ごせる時間と空間を提供することができた。日々の関わりを通じて、子どもの成長を見守る役割も果たした。	申込みの動向を見極めながら、必要な受け入れの確保と質の両立を図る。担い手となる支援員の確保と育成を引き続き重点的に進める。	利用者数	974	名							
75	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	3	わこうっクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうっクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポート者の見守りの下、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうっクラブで定期的に開催しています。児童に対し健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を運営していきます。幅広い年齢が参加できる事業や季節ごとのイベント等を通じて多様な居場所を創出します。	生涯学習課	43	◎	小学校の余裕教室等を活用し、児童の安全・安心な放課後の居場所を安定的に提供した。また、「理科実験教室」や「フットサル」等の多様なプログラムを月2回程度定期的に開催し、学習習慣の定着やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流を通じて、児童の健やかな成長を促進する機会を創出した。	引き続き、安全・安心な居場所の提供を基盤としつつ、子どもたちの興味・関心に応じた多様な体験ができるよう、地域人材や関係団体と連携した「子ども教室」のプログラムの充実に努める。	子ども教室開催数	160	回							
76	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	4	児童センター・児童館	児童に対し健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を運営していきます。幅広い年齢が参加できる事業や季節ごとのイベント等を通じて多様な居場所を創出します。	保育施設課	43	○	乳幼児から中高生まで、それぞれの年代に応じた事業を展開し、子どもが日常的に立ち寄れる地域の拠点としての役割を果たした。	利用者ニーズを踏まえた事業内容の充実を図る。中高生を含む幅広い年代が利用しやすい環境づくりを進める。	利用者数	289,734	名							
77	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	5	公民館・図書館	公民館ロビー等を子どもたちの勉強や交流スペースとして提供します。図書館本館・図書館下新倉分館では、会議室が空いている土日を、中高生の試験前に開放しています。また、図書館、公民館図書室において、子どもたちが図書に触れる機会を提供します。	生涯学習課	43	◎	公民館ロビー等を子ども・若者の学習及び交流スペースとして開放すること、家庭環境に左右されない学習機会の保障と地域社会への愛着を促すことができた。また、図書館では中高生の試験前の会議室利用も定着してきた。図書館本館・下新倉分館・公民館図書室において、テーマに沿って図書を展示するなど、図書に触れる機会を提供することができた。	公民館においては、「学習環境の提供」と「多世代共生によるコミュニティ形成」の両立が不可欠であり、そのバランスを最適化する必要がある。図書館においては、今後は会議室だけでなく、居場所としての機能や図書の利用を増やす活動等を検討する必要がある。										
78	3	子どもが健やかに育つ「子どもまんなか」の環境づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	1	子ども・若者の居場所づくり	6	コミュニティセンター・地域センター	中高生や大学生等の市民が日常的に学習できるよう、各施設において学習スペースの確保に努めます。	市民活動推進課	44	◎	フリースペースの開放及び空き部屋があれば案内する等行っている。	引き続き開放等行う。										

令和7年度																
No	基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3	
79	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	7	総合体育館・アーバンアクア公園	スポーツ青少年課	44	○	①指定管理者の自主事業として、サッカーやフットサル、テニスなどのスポーツ教室を開催し、多くの受講者に参加してもらうことができたため。 ②総合体育館のパークギャラリーでは、多くの学生に活用してもらうことができたため。	【課題】受講人数が定員に達しない教室があったため、指定管理者と共に内容の見直しを行う。 【次年度方針】児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業を開催します。なお、総合体育館ではパークギャラリーを常時開放し、学習スペースを提供します。	児童生徒の参加人数	①2674	名		
80-1	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	8	広沢複合施設の運営	資産戦略課	44	◎	わびあ運営者または子どもたちが主体となり、子どもたちが気軽に参加できるイベントを多数実施しています。どのイベントも好評であると報告を受けています。 具体例(大きなイベントのみ) ・4/27広沢どうぶつハンター ・5/24まちなかコンサートinわびあ ・7/26わびあ夏まつり(4,000人) ・9/28和光こどもまつり(第2回)(1,500人) ・2/28フォトロゲイニングinわこう ・3/1和光こどもまつり(第3回)(1,500人) など	来年度も引き続き実施予定	イベント回数	6回以上	イベント参加人数(大人の来場者も含む)	7000名以上	
80-2	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	8	広沢複合施設の運営	スポーツ青少年課	44	◎	①指定管理者の自主事業としてプールイベントや、他のスポーツ教室、サークル活動など様々な事業で利活用を促進することができた。②和光こどもまつりは、地域の団体や市民ボランティアが協力し、子どもたちの主体性を育む新しい形のまつりとして開催することができた。具体的には、こども自身が商品や企画を考え、価格を決めて販売するフリーマーケットや、キッズサポーターによるクイズ迷路など。	【次年度方針】指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。また、複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	児童生徒の参加人数	95323	名		
80-3	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	8	広沢複合施設の運営	保育施設課	44	○	関係課や指定管理者と連携し、複合施設の特性を生かした運営を進めることができた。こども・若者の居場所づくりと多様な活動機会の提供につながった。	施設の強みを生かした事業展開を進め、利用促進を図る。関係課との連携を継続し、より効果的な運営体制を検討する。					
80-4	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	8	広沢複合施設の運営	健康支援課	44	○	月に一度、わびあ構成施設による会議を実施し、各事業者同士情報共有を図りながら、スポーツ・レクリエーションの活動拠点としての利用の推進を図った。	今後も各事業者との会議を通し、協力しながらスポーツ・レクリエーションの活動拠点としての利用の推進や、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施していく。					
81	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	9	地域の公園の整備	公園みどり課	44	◎	白子中央土地区画整理事業区域内において、令和8年年度以降に3公園を整備していく。令和8年度に整備着手予定の(仮称)白子第1公園の整備のため、国庫補助金の要望(地域未来交付金)を行った。	国庫補助金は不採択となった。そのため、整備に係る特定財源を確保する必要がある。特定財源確保のため、埼玉県ふさと創造資金補助金の採択に向けて埼玉県と調整していく必要がある。					
82	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こども・若者の居場所づくり	こども・若者の居場所づくり	10	プレーパーク事業	保育施設課	44	○	地域団体の協力を得ながら、こどもが思い思いに過ごせる遊びの機会を設けることができた。決まった遊び方にとられない時間の中で、こどもなりの工夫や仲間との関わりが生まれる場となった。	より多くの家庭に活動を知ってもらえるよう、お知らせの仕方を工夫する。安全面への目配りが欠かさず、無理のない形で続けていく。	参加人数	680	名		

令和7年度																			
No	基本方針		基本施策		分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2			数値実績 3	
83	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	1	こども・若者の居場所づくり	1	こども・若者の居場所づくり	11	勤労福祉センター・勤労青少年ホーム	産業支援課	44	◎	勤労福祉センターの無料開放しているアスレチックルームには、卓球台やトランポリン、フィットネスバイクを設置し、誰でも気軽に運動できる環境を整えている。	勤労福祉センターのアスレチックルームの活用について、検討していく。	利用者数	2060	名			
84	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	1	こども・若者の居場所づくり	1	こども・若者の居場所づくり	12	和光こどもの居場所会議	子ども家庭支援課	44	◎	計8回で情報共有や課題について協議を行い、学校の長期休み前の計3回「こどものいばしょマップ」を作成し、市内全小中学校生徒に配布した。	引き続き、各団体と協働でこどもの居場所づくりを進める。	開催回数	8	回			
85	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	1	こども・若者の居場所づくり	1	こども・若者の居場所づくり	13	コミュニティ・スクール（再掲）	学校教育課	44		【No48参照】							
86	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	1	こども・若者の居場所づくり	1	こども・若者の居場所づくり	14	地域学校協働活動（再掲）	生涯学習課	44		【No49参照】							
87	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	1	こども・若者の居場所づくり	1	こども・若者の居場所づくり	15	子育て活動推進事業費補助金	子ども家庭支援課	44	◎	名称をこどもの体験活動事業費補助金と変更し、和光市チームSDGsそらよみやミーに補助金を交付した。企画から当日までこどもが主役のスムージー体験と学び会が実施され、単なる調理体験ではなく、自己表現と多様性への気付きを育む場となった。	引き続き、計画の基本理念である「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる」「こどもまんなか」和光」を理解し、広く市内においてこどもを主体とした子育て支援活動を主に行っている団体が実施する事業に対し補助を行う。						
88	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	1	プレーパーク事業（再掲）	保育施設課	46		【No82参照】							
89	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	2	外遊びの推進	子ども家庭支援課	46	△	ホームページ及び子育てガイド（冊子）に公園案内を掲載した。	運動療育の周知・啓発を進める。						
90	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	3	あそぼう会	保育サポート課	46	◎	保育園の園庭開放を通じて、地域の子育て家庭に遊びの場を提供するとともに、保護者間の交流機会を設けることで、子育ての孤立化を防ぎ、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進した。	子育て家庭に対して保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、保育士が専門家として、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行う。	実施園数	21	園			
91	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	4	夏休みジャブジャブ大会	環境課	46	◎	子どもから大人まで魚捕りを楽しみ、越戸川に棲むたくさんの生き物と触れあい、環境保全に対する意識の醸成を図ることができた。	初めて熱中症警戒アラートが発表されている中での実施であった。何事もなく終えることができたが、今後の対応の検討が必要。	参加者数	51	名			
92	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	5	みどりの学校ファームによる栽培体験活動	学校教育課	46	◎	教育課程と関わりを持たせて学校ファームの活用をした。夏野菜・冬野菜の収穫を行い、土づくり、除草作業の苦労、収穫の喜び等を児童に体験させることができた。	引き続き学校ファームを活用し、児童・生徒に体験活動を多く提供していく。						
93	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	1	外遊び・自然体験	6	観光農園推進事業	産業支援課	46	◎	じゃがいも、トウモロコシ、さつまいもの収穫体験を実施した。大変好評な事業であり、キャンセル待ちもあった。	事業を継続実施し、農地や農作物に直接触れ合える機会とする。	開催回数	4	回	参加人数	451	名

											令和7年度												
No		基本方針	基本施策	分類		取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1		数値実績 2			数値実績 3					
94	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	1	生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。公民館では、こども向けの講座や教室を実施し、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放します。それぞれの公民館の地域特性を生かした参加・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課	46	◎	市内にある国の研究機関や大学・地域の専門家による講義を実施した。	市内にある国の研究機関等と連携し、7年度とは異なる新たな講義を提供して、こどもたちの多様な体験につながる企画を行う。										
95	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	2	清掃センター施設見学	市立小学校4年生を対象とした清掃センター施設見学を通して、地球環境保護、リサイクル推進について意識啓発を行います。	環境課	46	◎	ごみ処理の現場を見学することで、ごみ処理の仕組みや分別することの大切さを理解し、児童の環境問題への関心を高めることができた。	引き続き実施していく。	参加児童数	711	名							
96	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	3	省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市立小学校4年生を対象に省エネルギーチェックブックに取り組み、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	環境課	46	◎	小学4年生に夏休みの課題として、「省エネチェックブック」を実施。児童が家庭で省エネに取り組み、地球温暖化防止や省エネに対する意識を向上させることができた。優秀な児童40名を表彰した。	表彰式と同時に実施するSDGsセミナーの出展協力者より実施時期が他のイベントと集中する期間であり、再考を求められていることから表彰式・SDGsセミナー実施時期の検討が必要。	参加児童数	650	名							
97	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	4	職業体験	中学生が、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いて講演を行います。職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課	46	○	中学校において、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いて講演を行うことができた。また、事業所等の確保にチーフデレクターの力添えをいただいた。	引き続き、各校がそれぞれの特色を生かして活動に取り組むことができ、活動を通して体験的なキャリア教育を実施する。	参加生徒数	966	名							
98	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	5	全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	こどもの水と水道に関する理解を深めるため、毎年水道週間事業の一環として、市立小学校4年生や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施します。内容は、浄水場施設内の見学のほか、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行います。	水道施設課	46	◎	子どもたちが水道の仕組みを理解し、水資源の大切さを実感する貴重な学びの場となった。また、水道事業への理解と信頼の向上にも寄与した。今後も継続的な実施と改善を図ることで、地域全体の水に対する意識向上と学びの充実が期待される。	遠方校の徒歩移動負担や学校行事との日程重複により参加が難しい課題に対し、次年度は見学日程・時間帯の複数設定と早期の日程調整により参加しやすい体制を整える。	参加児童数	621	名							
99	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	2	社会体験	6	平和に関する講演会	中学生及び市内在住・在学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけをつくるための講座を開催します。	企画人権課	46	◎	NPO法人フォーラム2050の戸田氏を講師に迎え、第三中学校の全学年を対象に「平和な未来を考える会」を実施し、平和に関する意識の醸成を図った。	直近3年間は、平和祈念講演会を実施していたが、令和7年度で講演会が一巡したことから、新たな平和に関する講演会を実施する。	参加生徒数	521	名							
100		こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり		文化的体験		総合体育館・アーバンアクア公園（再掲）	児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対する事業を開催します。なお、総合体育館ではパークギャラリーを常時開放し、学習スペースを提供しています。	スポーツ青少年課	47		【No79参照】											
101		こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり		文化的体験		青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会、たこあげ大会、青少年健全育成作文発表会・表彰式等、こどもたちが親や友人、地域の方と交流を図るイベントを実施します。	スポーツ青少年課	47	○	青少年育成和光市民会議主催で、3つのイベントを実施した。夏季スポーツ大会（204名参加）では、こども達が学年の違う地域の子と一緒にスポーツを通じた交流を深めた。たこあげ大会（34名参加）では、地域の方との世代間交流を実現した。青少年健全育成作文発表会・表彰式（215名入場）では、こどもたちの創作活動の成果を発表・表彰する機会を提供し、自己肯定感の向上につながった。総参加者数453名により、計画の目的である『親や友人、地域の方との交流』を実現することができた。	運営体制と会場の制約により、受け入れ可能な参加者数に限界があることが課題である。一方で、現在の規模であれば、こどもたちと地域の方の関係構築が十分に行える利点がある。次年度は、運営体制の工夫（例：ボランティアの確保、スタッフの役割りの工夫）と会場の活用方法の検討により、参加者数の段階的な増加を目指すとともに、参加者アンケートの実施により、事業の満足度や改善点を把握し、より質の高いイベント運営に取り組む。	イベント数	3	回	参加者数	453	名				
102		こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり		文化的体験		青少年相談員協議会事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学生を対象に、学年や学校の異なる仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	スポーツ青少年課	47	○	募集時10名の児童を対象に、青少年相談員が主体的に企画した3つの事業（スイカわり・ドッチボール、お面作り・豆まき）を実施した。最終日は積雪の影響で参加者が減少したが、参加したこどもは、青少年相談員との交流や異校の児童との交流を通じて、社会参画の機会を得ることができた。	全ての事業への全員参加が難しく、受入可能な参加者数が限定されることが課題である。一方で、少人数制により青少年相談員とこどもの関係構築が深まるメリットがある。次年度は、事業内容の工夫により、参加しやすい環境づくりと事業の魅力向上に取り組む。	イベント数	3	回	参加児童数	22	名				

令和7年度																										
No	基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1			数値実績 2			数値実績 3									
103	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	文化的体験	親子でできるプログラム	より多くの親子にスポーツに対して関心を持っていただくため、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	スポーツ青少年課	47	◎	①指定管理者の自主事業として、総合体育館では、ベビトレヨガの長期・短期教室を開催し、570名の親子にご参加頂けた。アーバンアクア公園では、親子フットサル・親子テニスを開催し、親子フットサルには330名、親子テニスには16名の親子にご参加頂けた。	【次年度方針】より多くの親子にスポーツに対して関心を持っていただくため、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	参加親子の数	916	名													
104	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	文化的体験	文化財を活用した体験機会の充実	地域における伝統文化等を未来に継承するため、新倉ふるさと民家園において伝統的季節行事や伝統的文化に関する体験事業を実施するほか、様々な文化財を活用して市の歴史や文化に触れる機会をつくります。	生涯学習課	47	◎	新倉ふるさと民家園では、麦秋祭、収穫祭、寒の餅つきなどのイベントや季節行事を通じて、こどもが文化財や伝統的文化に触れる機会を作ることができた。	市内の保育園等と連携し、子どもの来園を促していきたい。 小学3年生の社会科見学の機会を活用し、文化財や伝統的文化へ親しみを持ってもらえるように工夫していきたい。																
105	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	文化的体験	図書館でのこども向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんとお絵描きとわらべうた、あかちゃんタイム、絵本とおはなしの会、こどもの科学、ぶっくわーど、ワンダークラブ等、乳幼児期から本と接する機会をつくるとともに、ビブリオバトル、YA講座等、中高生参加事業も実施します。毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施します。	生涯学習課	47	◎	図書館本館・下新倉分館において、乳幼児から中高生が参加できる事業を実施した。	より多くのこどもが参加できる事業を検討する。	参加者数	1503	名													
106	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	3	人権学習	1	人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	企画人権課	47	○	北原小学校で人権教室を実施。また、広沢小学校では学級閉鎖の影響から、当初予定していた人権教室が実施できなかった。	令和8年度は新倉小学校及び本町小学校で人権教室の実施を予定している。	参加児童数	64	名									
107	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	3	人権学習	2	こどもの権利保障の推進	こどもの権利を楽しく学べる機会を提供します。	子ども家庭支援課	47	◎	こども向けに夏休みに開催したこどもワークショップや動画作成、アンケート調査等に加え、大人向けには和光市こども計画から考える「こどもの権利」講演会を実施し、こどもの権利の周知・啓発を行った。	次年度は、引き続きこどもワークショップを実施するとともに、「こどもまんなか」と光の実現には大人の理解が不可欠であることから、大人向けセミナーも実施していく。	こどもへの提供数	10	回	大人への提供数	1	回						
108	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	4	こどもの育ちの支援	1	子育て活動推進事業費補助金（再掲）	子育て活動支援を行っている団体の事業に対して補助を行います。	子ども家庭支援課	47		【No87参照】													
109-1	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	4	こどもの育ちの支援	2	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課	47	△	令和8年度本格実施のための準備を行った。	実施に向けた保育施設等への支援を行い、事業実施施設の増加を図る。												
109-2	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり	4	こどもの育ちの支援	2	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	子ども家庭支援課	47	評価不能	令和8年度からの制度本格実施に向け準備を行った。													
110-1	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識啓発	あらゆる世代が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。また、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防等に関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や相手を思いやること等教育の充実を図ります。	企画人権課	49	△	ホームページにて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを周知した。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、周知内容や方法を工夫し、広く啓発を行う必要がある。												
110-2	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識啓発	あらゆる世代が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。また、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防等に関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や相手を思いやること等教育の充実を図ります。	学校教育課	49	◎	保健の授業を通じて、心身の発育・発達や病気の予防等に関する授業を実施し、意識を高めた。また道徳の授業等を通して、生命の尊重や相手を思いやること等教育を計画的に行うことができた。	教育課程に位置付け、今後も計画的にこどもの心と体を育む健康づくりに向けて教育を進めていく。												

											令和7年度													
No		基本方針		基本施策		分類		取組内容		取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績 1			数値実績 2			数値実績 3		
111-1	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	2	プレコンセプションケア		男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課	49	○	ホームページに「プレコンセプションケア」のタイトルで目的、整えたい生活習慣・健康管理、早期不妊検査及び不育症検査費助成のご案内等の情報を掲載し広く周知した。	次年度もホームページにて周知を継続実施する。									
111-2	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	2	プレコンセプションケア		男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	ネウボラ課	49	○	母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートできた。	プレコンセプションケアの普及啓発活動については、今後検討していく。									
111-3	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	2	プレコンセプションケア		男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	学校教育課	49	◎	保健の授業や特別活動の時間を通じて、各学年の発達段階に応じた指導を行うことができた。	健康教育へのさらなる意識づけが行えるよう、計画的に指導を進めていく。									
112-1	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	3	自殺防止対策（再掲）		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこのころの健康に関する指導を行います。	健康支援課	49		【No37-1参照】										
112-2	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	3	自殺防止対策（再掲）		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこのころの健康に関する指導を行います。	学校教育課	49		【No37-2参照】										
112-3	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	3	自殺防止対策（再掲）		市内小中学生に対し、夏休みの課題として「いのちの標語」の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年9月と3月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこのころの健康に関する指導を行います。	子ども家庭支援課	49		【No37-3参照】										
113	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	1	こどもの心と体の健康づくり	4	わこうおとどけ健康フェア		民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」を実施し、こどもの健康づくりの趣旨普及を図ります。あわせてヘルスサポーターの協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	健康支援課	49	○	おとどけ健康フェアとして、公民館・地区社会福祉協議会・まちかど健康相談室に出向き、食育及び生活習慣病予防に関する講義を実施した。	次年度も市民の健康づくりに関するニーズに応じた健康づくりに関するおとどけ講座を実施する。		5	回						
114	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	3	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	1	保育園等における食に関する取組（こども向け／保護者向け）		保育施設に入所しているこどもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	保育サポート課	49	○	各施設において、栄養バランスのよい給食を事故なく安定的に提供した。日々の食を通じた肯定的な関わりや栽培・調理体験等により、こどもの食への意欲や関心を高める取組を行った。また、レシピ集や食育情報の公開、試食会等を通じて、保護者への支援体制を整えた。	レシピ集等の周知方法を見直し、活用促進を図る。 市内保育施設や関係機関との協力体制を強化し、継続的な活動を目指す。									

令和7年度																									
No		基本方針	基本施策		分類		取組内容	取組の概要	担当課	P		評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1		数値実績2		数値実績3						
115	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	2	学校教育における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会、地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等により、こどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課	49	◎		食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会、地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等により、こどもや保護者への食育に関する支援の充実させることができた。	地産地消をより推進するため、地場野菜の安定的な供給を整える仕組みを模索してきたい。	HP掲載レシピ数	5	つ	地場野菜使用品目	16	品目					
116	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	3	栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭支援課	49	○		離乳食等について不安がある家庭に対し、サポートプランに沿って栄養士が計画を立て、支援した。	関係機関と情報共有し、支援を必要とする家庭をよりの確に把握し、効果的に支援を提供できるようにする。	訪問回数	2	回								
117	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	4	食育推進事業	第三次和光市食育推進計画の基本方針に基づき、親子の食育講座、イベント等を通じ、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。また、地産地消、伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座等を開催します。	健康支援課	49	◎		食に関する知識の普及・啓発及び地域の伝統的食文化の継承を目的として7～8月に3回、わこう食育おうえん隊講座を実施し、だしのとり方・食文化・バランスのよい食事について調理実習等を実施。市内小学生と保護者19名程度が参加した。	次年度もわこう食育おうえん隊講座を継続実施する。	わこう食育おうえん隊講座実施回数	3	回								
118	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	5	公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。	生涯学習課	50	◎		小学生～中学生を対象として、保護者と離れて子ども達だけで、食育の観点から調理実習を実施した。	引き続き、食育の観点から、子どもが楽しく参加できる調理実習を実施していく。											
119	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	6	交流都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、交流都市への理解を深めるため、毎年10月から新潟県十日町市のお米を可能な範囲で数回程度市立小中学校の給食で使用します。	学校教育課	50	◎		児童生徒の食育と交流都市への理解促進のため、計画どおり「10～3月の毎月1回、計6回の十日町産米提供」を実施できた。	引き続き、次年度も10～3月にかけて毎月1回ずつ十日町米を使用し、児童生徒に豊かな食を提供し、交流都市への理解を深めていく。	給食使用回数(年)	6	回								
120	3	こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	こどもの心と体を育む健康づくり	2	「食育」による健康づくり	7	みどりの学校ファームによる栽培体験活動（再掲）	生命、自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけるため、農業体験活動を実施し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置づけます。	学校教育課	50		【No92参照】													
121-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	1	総合こども家庭センター	母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施します。	ネウボラ課	53	○		母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施した。	引き続き、母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施する。	サポートプラン作成件数	11	件								
121-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	1	総合こども家庭センター	母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施します。	子ども家庭支援課	53	○		合同ケース会議等を実施することにより、母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携によりハイリスク家庭へのアプローチをサポートプランを通して行い、切れ目のない支援を実施した。	昨年度に引き続き、ケース会議の頻度を保ち早期介入、支援の実施を行っていく。	サポートプラン作成数	33	件								
122-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	2	（仮称）地域こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）	令和9年度からは、現在の子育て世代包括支援センターが（仮称）地域こども家庭センターに移行し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を実施します。	ネウボラ課	53	○		令和7年度において、地域子ども家庭センター委託事業者選定委員会を実施し、委託事業候補者を決定した。	令和8年度中に、委託先が母子保健と児童福祉の一体的な支援を円滑に運営できるように、準備を実施する。											
122-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	2	（仮称）地域こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）	令和9年度からは、現在の子育て世代包括支援センターが（仮称）地域こども家庭センターに移行し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を実施します。	子ども家庭支援課	53	○		合同ケース会議等を通して、母子保健と児童福祉分野の職員がケースの共有を行い、支援方針について協議した	令和9年度からの移行に向けて、地域こども家庭センターの運営に係る指針を定める。	合同ケース開催件数	16	回	合同ケース会議対象数	348	件					
123	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	3	産前・産後サポート事業	プレババママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課	53	○		プレババママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートしてきた。また、オンラインによる参加も推進します。	今後は、各種講座にオンラインによる参加が可能となるよう推進していく。	参加者数	952	名								
124	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	妊婦期からの切れ目のない伴走型支援	4	妊婦のための支援給付	妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施し、妊婦のための支援給付金を支給します。	ネウボラ課	53	◎		妊婦期の身体的、精神的ケア、経済的支援を実施した。	引き続き妊婦のための給付金を支給することで経済的支援を実施する。	支給件数	1556	件								

令和7年度																			
No		基本方針	基本施策		分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1		数値実績2			数値実績3	
125	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	5	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境等の確認を行い、相談・助言その他の支援を行います。	ネウボラ課	53	◎	妊娠期の身体的、精神的ケア、経済的支援を実施した。	引き続き妊婦のための給付金を支給することで経済的支援を実施する。	支給件数	1556	件				
126	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	生後57日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動として、一時預かり（協会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課	53	◎	前年度より活動件数234件増加。依頼会員も増加し、ニーズも増えており、できる限り応えている。	送迎のサポートが全体のサポート内容の半数以上を占めているが、車送迎の出来る協会員が足らず、依頼にこたえられないこともあった。そのため、広報に力を入れていく。	活動回数	5,374	回	送迎サポート	全体の68	%	
127	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	7	産前・産後（家事）サポート事業	妊娠期から産後56日目までの乳児のいる家庭において、家事や乳児のお世話をサポートします。	ネウボラ課	53	○	活動件数が前年度に比べて19件減少。	引き続き、市民のニーズに応じていく。	活動回数	111	回				
128	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	8	緊急サポートセンター事業	生後57日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課	53	○	前年度に比べて活動件数が20%増加。協会員が2名会員となった。	協会会員の入会数を増やすため、広報に力を入れて取り組んでいく。	活動回数	497	回				
129	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	9	ホームスタート（家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、傾聴と協働により、家事や育児をサポートします。	ネウボラ課	54	△	新規利用家庭数および、利用可定が減少。	支援を必要としている家庭に訪問することができるようホームビジターを増やす取り組みを行っていく。	利用家庭数	40	家庭	ホームビジター登録数	79	人	
130	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	10	地域子育て支援拠点事業	令和9年度からは、（仮称）地域こども家庭センター等において実施します。	ネウボラ課	54	◎	令和7年度において、地域子ども家庭センター委託事業者選定委員会を実施し、委託事業候補者を決定した。	令和8年度中に、委託先が伴走型支援を円滑に運営できるように、準備を実施する。							
131	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	1	11	児童センター・児童館における親子交流事業	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課	54	○	親子が安心して交流できる場を提供し、子育て家庭の孤立防止や負担軽減につなげることができた。身近な相談や交流の機会として一定の役割を果たした。	利用しやすい事業運営に努め、参加者の拡大を図る。相談機能も含め、子育て支援の充実につなげる。	交流事業件数	415	件				
132	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	1	母子健康事業と予防接種事業	令和9年度からは、（仮称）地域こども家庭センター及び総合こども家庭センターにおいて交付します。また、母子健康手帳のデジタル化及びオンライン化、プッシュ型通知の運用について検討します。	ネウボラ課	54	◎	令和7年度において、地域子ども家庭センター委託事業者選定委員会を実施し、委託事業候補者を決定した。	令和8年度中に、委託先が円滑に母子健康手帳を交付できるように、準備を実施する。							
133	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	2	妊婦健康診査助成	母子共に安心、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診助奨を行います。	ネウボラ課	54	◎	妊婦健康診査を延べ8315人に対し実施できた。	引き続き、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診助奨を行う。							
134	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	3	産前・産後ケア事業	妊産婦に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ、デイケアを実施します。（妊婦はデイケアのみ利用可）	ネウボラ課	54	◎	年々利用人数は増加しており、当初の量の見込を上回る利用状況となっている。	今後も安定した事業継続ができるよう、委託料及び委託先等の見直しを行っていく。	利用人数（延べ）	464	人	利用人数（産前）	1	人	
135	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	4	乳幼児健康診査	出産後から就学前までの切れ目のない乳幼児健康診査（1か月・4か月・10か月・1歳6か月・3歳4か月・5歳）を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行います。	ネウボラ課	54	○	乳幼児健康診査を実施し、令和7年度は受診率97％と高い水準を維持できた。	今後も引き続き、受診率向上に向けた働きかけを強化していく。	受診率	97	%				

										令和7年度										
No		基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1			数値実績2			数値実績3		
136	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	5	子育てサポート相談（乳幼児健康診査時）	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行います。	ネウボラ課	54	○	年35回開催し、延べ36名の相談を実施し、相談ニーズに対応できた。	引き続き、子育てに悩みを抱える保護者の相談・助言を行っていく。	相談件数	36	件				
137	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	6	栄養教室（乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、管理栄養士による離乳食教室や幼児食に関する教室や相談を実施します。	ネウボラ課	54	◎	乳幼児健康診査時に、管理栄養士による離乳食教室や幼児食に関する教室や相談を実施し、対象者のうち過半数以上が受講できた。	引き続き、内容をブラッシュアップしながら実施していく。							
138	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	7	歯科教室（乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、歯科衛生士によるむし歯予防教室やみがき教室等を実施します。	ネウボラ課	54	○	延べ1486名、85%の実施率となり、安定して実施することができた。	引き続き、歯科衛生士による歯科教室を実施していく。	参加率	85	%				
139	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	8	乳児相談	地域子育て支援拠点において、乳児の身体計測や月齢に合わせた保健・栄養指導を実施し、乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課	54	○	地域子育て支援拠点において乳児の身体計測や月齢に合わせた保健・栄養指導を実施する事業として実施している。乳児健康診査後のフォローとして利用する方が半数近くを占めている。	引き続き、乳児の健やかな成長を支援する事業として、地域子育て支援拠点において乳児相談を実施していく。	利用組数	135	組				
140	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	9	乳幼児発達における各種相談事業	発達発達に課題を持つ乳幼児に対し、小児科医による2～4か月児発達相談、言語聴覚士によることばの相談、心理士によるなかよし相談、心理相談、小児神経科医によるすくすく相談を実施します。	ネウボラ課	55	○	2～4か月児発達相談64日176回、言語聴覚士によることばの相談12回44人、心理士によるなかよし相談6回65人、心理相談80回222人、小児神経科医によるすくすく相談12回43人実施した。	2～4か月児発達相談については、広報方法を見直し、参加者の拡大を図る。							
141	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	10	乳幼児健康診査後の経過観察教室	発達の課題を抱える幼児の経過観察及び親子支援として、1歳6か月児健康診査後にたんば教室、5歳児健康診査後にひまわり教室を実施します。	ネウボラ課	55	○	たんば教室として、対象児童数142名、年20回開催。延べ311名が参加し、運動や精神発達に遅れがある時の発達促進の場及び保護者の不安を軽減する場として機能した。	引き続き、発達の課題を抱える児の支援の場として機能していく。	開催回数	20	回	参加人数	311	名	
142-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	11	こどもの食事と栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。乳児相談の中で栄養相談を実施し、赤ちゃん学級で食事に関する講座を実施します。	健康支援課	55	○	健診結果説明会と同時実施のヘルスアップ相談において、栄養に関する個別相談を実施した。また、健康教室参加者や希望者に対して、電話及び来所での栄養相談を実施した。	次年度も個別での栄養相談を継続する。	個別栄養相談件数（ヘルスアップ相談及び電話・来所の合計）	73	件				
142-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	11	こどもの食事と栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。乳児相談の中で栄養相談を実施し、赤ちゃん学級で食事に関する講座を実施します。	ネウボラ課	55	○	乳児相談は延べ301人、赤ちゃん学級は延べ281人に実施し、適宜栄養相談も実施した。	引き続き、乳児相談の中で栄養相談を実施し、赤ちゃん学級で食事に関する講座を実施していく。							
143	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	12	予防接種事業	被接種者が予防接種をできるよう、適切な時期に接種勧奨通知を送付します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談対応を実施します。里帰り等で県外でも予防接種ができるよう、申請に基づき償還払いを実施します。	健康支援課	55	◎	定期接種に関して適切に接種勧奨を行った。また、相談対応や償還払いも適切に実施した。	令和8年4月1日からRSウイルスワクチンがA類の定期接種に新たに加わる。当該予防接種は妊婦が対象であること、又、4月当初においては1日～数日と定期接種機関が短い対象者がいるので、個別に連絡などを行い接種漏れを起こさないよう対応していく。							
144-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	13	プレコンセプションケア（再掲）	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課	55		【No111-1参照】								

No		基本方針		基本施策		分類		取組内容	取組の概要	担当課	P	令和7年度												
												評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針			数値実績1			数値実績2			数値実績3	
144-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	13	プレコンセプションケア（再掲）	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	ネウボラ課	55		【No111-2参照】											
144-3	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	2	母子保健事業と予防接種事業	13	プレコンセプションケア（再掲）	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	学校教育課	55		【No111-3参照】											
145	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	3	安心して医療にかかれる取組	1	子ども医療費助成費助成	出生又は転入日から18歳の年度末までの子どもにかかる医療費を助成します。	ネウボラ課	55	◎	安心して医療にかかれる体制を継続できた。	継続して実施していく。	支給対象者数	10,438	名							
146	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	3	安心して医療にかかれる取組	2	ひとり親家庭等医療費助成	出生又は転入日から18歳の年度末までのひとり親家庭等の親子にかかる医療費を助成します。（所得制限あり）	ネウボラ課	55	◎	安心して医療にかかれる体制を継続できた。	継続して実施していく。	支給対象者数	569	名							
147	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	3	安心して医療にかかれる取組	3	早期不妊・不育症検査費助成・不妊治療費助成	早期不妊・不育症検査費及び不妊治療費の一部を助成します。	ネウボラ課	55	◎	LINE申請が可能になり申請が手軽になり、必要な支援を適切に提供でき、利用者の負担軽減につながった。	必要な方に漏れなく制度を利用できるよう周知していく。	早期不妊検査費助成件数	88	件	不育症検査費助成件数	1	件		不妊治療費助成件数	68	件
148	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	3	安心して医療にかかれる取組	4	未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま生まれ、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対して、医療費を助成します。	ネウボラ課	55	◎	延べ48名。指定養育医療機関での入院養育を必要とする乳児へ医療費の助成を行った。	引き続き身体の発達が未熟なまま生まれた乳児への医療費の助成を行う。										
149	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	1	児童育成支援拠点事業（再掲）	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課	56		【No39参照】											
150	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	2	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課	56		【No40参照】											
151	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	3	養育支援訪問事業（再掲）	専門性を持った支援員が児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課	56		【No41参照】											
152	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	4	親子関係形成支援事業（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子の適切な関係性を構築します。また、保護者同士が情報の交換をできる場を設けます。	子ども家庭支援課	56		【No42参照】											

											令和7年度											
No		基本方針	基本施策		分類		取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1			数値実績2			数値実績3		
153	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	5	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、ショートステイ・トワイライトステイとして、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。	子ども家庭支援課	56	△	里親等、事業を受託する者等との調整が完了しておらず子育て短期支援事業は未実施であるため、緊急サポート事業の利用を案内した。	里親等、事業を受託する者とのヒアリング等により子育て短期支援事業の制度設計を行い、事業を開始する。	利用件数	0	件						
154	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	4	家庭支援事業	6	一時保育（一時預かり事業）（再掲）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課	56		【No44参照】										
155	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	1	ひとり親家庭等への支援	1	ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	ネウボラ課	58	◎	延べ691件、個々の家庭に応じた相談を行った。	引き続き、ひとり親家庭等への支援をしていく。	母子父子自立支援相談件数	691	件						
156	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	1	ひとり親家庭等への支援	2	養育費・親子交流	離婚前後の親子の絆を育むため、親子交流や養育費の確保について周知し、相談支援の充実を図ります。	ネウボラ課	58	◎	親子交流や養育費の確保について適宜促した。また、「あすなろ通信」を年6回発行し、周知を行った。	引き続き、親子交流や養育費の確保について周知し、相談の充実を図る。									
157	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	1	ひとり親家庭等への支援	3	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、雇用保険制度の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部として「自立支援教育訓練給付金」を支給します。また、資格を取得するための養成機関に就学する場合、生活の負担軽減として「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	ネウボラ課	58	◎	自立支援教育訓練給付金3件、高等職業訓練促進給付金7件を審査・支給し、ひとり親家庭を支援した。	引き続き、給付による支援を継続していく。	自立支援教育訓練給付金支給件数	3	件	高等職業訓練促進給付金支給件数	7	件			
158	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	2	障害のある子どもがいる家庭への支援	1	児童発達支援施策推進協議会	障害のある、もしくは発達が気になるこどもが、最善の利益を保障され日常生活を送ることができるよう児童発達支援センター、すこやかかわこおやこサポートクリニック等の関係機関との連携を図りながら、児童発達支援に関する施策等を検討し、推進していきます。	子ども家庭支援課	58	△	協議会において、乳幼児健診や就学相談をより効果的な事業とするための連携強化の必要性が示された。また、こどもの運動発達の向上を図る観点から、公共施設の活用方策について検討を進めた。	乳幼児健診や就学相談における関係機関との連携強化をどのように具体化していくかを検討する。また、こどもの運動発達向上に向け、公共施設の活用方法について具体的な取り組みを進める。	開催回数	2	回						
159-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	2	障害のある子どもがいる家庭への支援	2	児童発達支援センターを中核とした支援体制	児童発達支援センターやまぼうしは、地域における中核的役割を担い、多職種連携による支援体制を構築しています。家族の不安解消及び地域における障害のあるこどもや、発達が気になるこどもに対する支援の質の向上等に取り組めます。	障害福祉課	58	○	児童発達支援センターについて、利用者へ安心・安全なサービスが提供されるよう集団指導等を実施し、施設の適正な運営の確保に努めた。また、令和7年10月から地域生活支援センター事業を委託し、相談支援機能の充実を図っている。	引き続きセンターの適正な運営の確保に努めるとともに、支援の質の向上等に取り組む。									
159-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	2	障害のある子どもがいる家庭への支援	2	児童発達支援センターを中核とした支援体制	児童発達支援センターやまぼうしは、地域における中核的役割を担い、多職種連携による支援体制を構築しています。家族の不安解消及び地域における障害のあるこどもや、発達が気になるこどもに対する支援の質の向上等に取り組めます。	子ども家庭支援課	58	○	市民への周知を通じて、やまぼうしが地域の中核的支援機関として認識されるよう窓口機能の明確化を図った。さらに、市とやまぼうしが継続的に協議を行い、事業計画・実績の共有や市事業への協力体制について調整を進めた。	障害のあるこども、発達が気になるこどもへの支援について、具体的な方策の検討を進めるため、やまぼうしをはじめとする関係機関との連携を強化していく。									
160	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	2	障害のある子どもがいる家庭への支援	3	障害のあるこどもや保護者の交流	疾患や障害を持って生まれてきた乳幼児やその家庭の孤立化を防ぐため、交流の場として「クローバーグループ」を開催し、遊びを通じてこどもの成長を促していきます。	ネウボラ課	58	○	年間5回教室を開催した。参加者は2組程度であり、少ない中ではあったが、保護者同士のコミュニケーションの実施を図ることができた。また遊びを通して、子どもとの関わり方や成長の促し方を学べるように支援した。	疾患や障害のある子どもを抱える家庭の孤立予防に向け、開催回数の増加や参加人数増加へのアプローチを検討していく必要がある。	実施回数	5	回						
161	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化	2	障害のある子どもがいる家庭への支援	4	障害のあるこどもの保育	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課	58	○	障害の有無にかかわらず、集団保育の中で共に過ごす経験を通じて、一人ひとりの違いを尊重し合う心を育み、心身の健やかな発達を支援した。	障害児保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整える。									

令和7年度																			
No		基本方針	基本施策		分類		取組内容	取組の概要	担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針	数値実績1		数値実績2		数値実績3	
162	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		3	1	医療的ケア児等支援協議会	医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関とのネットワークにより必要な支援体制の仕組みづくり、支援サービスのあり方等を協議し、医療的ケアが必要な子ども及びその家庭が地域において支障なく日常生活が送れるよう支援の充実を図ります。	子ども家庭支援課	59	△	協議会において、医療的ケア児とその家族を支えるためのレスパイトケア拡充の必要性が継続して示されていることから、関係施設への働きかけや市内部での調整を進めてきた。	特に必要性の高い在宅レスパイトの制度化には未だ至っておらず、制度整備に向けた更なる調整を進めていく。	開催回数	2	回			
163	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		3	2	医療的ケアが必要な子どもや保護者の交流	医療的ケアが必要な子どもやその保護者の交流の場として「にじいろの会」を開催します。	子ども家庭支援課	59	△	保護者が参加しやすいよう、2日間の日程設定およびオンライン開催としたが、参加希望者が少なかったため1日みの開催となった。開催当日は、保護者同士が相談や情報交換を行い、交流の場として一定の役割を果たした。	保護者が参加しやすい時間帯・形式・周知方法など、より効果的な開催方法を検討する。	開催回数	1	回			
164-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		3	3	医療的ケアが必要な子どもの保育	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要な子どもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課	59	○	医療的ケアが必要な児童に対し、個々の状態に応じた適切なケアを提供することで、安心・安全な環境のもとで保育園生活を送ることができる体制を確保した。	保育施設で安全に医療的ケア児の保育が実施できるよう、人材確保に努めるとともに実施施設の整備を行っていく。						
164-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		3	3	医療的ケアが必要な子どもの保育	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要な子どもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育施設課	59	◎	担当保育士及び看護師を配置し、家庭と連携しながら入所した児童への医療的ケアを実施した。保育園での集団生活を通して子ども同士で関わる機会を持つことができ、保護者の負担軽減や就労支援等にも繋がった。	医療的ケア児の安定した受け入れ体制を継続できるよう、園内研修等を実施し専門的知識や技術の向上を図る必要がある。	受け入れ児童数	1	名			
165-1	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		4	1	多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版等の申請書を用意します。	ネウボラ課	59	○	妊娠届、各種健診問診票、児童手当認定請求書等は英語版の申請書を用意している。また、児童手当、医療費助成については、英語版の説明書を用意している。	必要な申請者がいた際は、提供していく。						
165-2	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		4	1	多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版等の申請書を用意します。	保育施設課	59	△	外国にルーツを持つ家庭への対応にあたっては、埼玉県が提供する多言語通訳サービスや、翻訳アプリを窓口で活用することで、その場でのやり取りを成立させることができ、対面でのコミュニケーション手段を整える形で、必要な情報を届けることにつなげた。	書類の翻訳版を網羅的に揃えるのではなく、状況に応じて柔軟に意思疎通を図れるツールの活用を基本としていきたい。						
165-3	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		4	1	多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版等の申請書を用意します。	保育サポート課	59	△	一部の申請書について、英語版の申請書を用意した。	多くの申請書や案内があり、英語版等の申請書を作ることができていない。						
166	4	安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～	2		4	2	やさしい日本語の推進（再掲）	外国人住民が日常生活に必要な行政情報を受け取れるよう、やさしい日本語での情報提供方法を市内に周知し、誰もが行政サービスを受けられる体制の整備を働きかけます。	企画人權課	59		【No29参照】							
167	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1		1	1	産前・産後サポート事業（再掲）	ブレババママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課	63		【No123参照】							
168	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1		1	2	児童センター・児童館における親子交流事業（再掲）	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課	63		【No131参照】							
169-1	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1		2	1	子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までの子どもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課	63		【No109-1参照】							

										令和7年度															
No	基本方針		基本施策		分類	取組内容		取組の概要		担当課	P	評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)		課題・次年度方針		数値実績 1		数値実績 2		数値実績 3				
169-2	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	2	こどもの育ちの確保	1	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	子ども家庭支援課	63		【No109-2参照】												
170-1	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	2	こどもの育ちの確保	2	幼・保・小連絡協議会	幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、交流を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラムの見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課	63	◎	各学校ごとに交流会を実施するとともに、架け橋プログラムを交流し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けて取り組むことができた。		子どもの成長を切れ目なく支え、幼保小の円滑な接続ができるよう、引き続き効果的な活用を図っていく。										
170-2	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	2	こどもの育ちの確保	2	幼・保・小連絡協議会	幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、交流を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラムの見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	保育サポート課	63	○	幼稚園・保育園と小学校が架け橋プログラムに基づき連携し、交流や指導方法の共有といった接続期の支援に向けた取り組みを行った。		架け橋プログラムを用いた連携を継続し、お互いの指導の工夫やこどもの育ちの姿について情報交換を重ねること、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた、より実効性の高い支援体制の構築に努める。		協働会開催回数	2	回						
171	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	3	教育・保育の質の確保・向上	1	保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間での知識・技術の共有・連携の橋渡しを行うとともに、巡回支援や、保育の質の向上のための研修を実施します。	保育サポート課	63	○	市内保育施設の連携支援や現場への研修や巡回相談事業を通じて、保育の質の向上に努めた。また、園に通っていない家庭への支援についても、事業のあり方を検討し、子育て講演会等を実施した。		研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、巡回支援の実施、保育に関する相談窓口となり、引き続き事業を展開する。		巡回支援実施回数	48	回	子育て講演会参加人数	16	名			
172-1	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	3	教育・保育の質の確保・向上	2	子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を促進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	子ども家庭支援課	63	◎	県や関係機関の実施する研修に積極的に参加し、支援者のスキルアップ及び支援者同士の連携による質の向上を行った。		引き続き、県や関係機関の実施する研修に積極的に参加し、支援者のスキルアップ及び支援者同士の連携による質の向上を図る。										
172-2	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	3	教育・保育の質の確保・向上	2	子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を促進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	ネウボラ課	63	○	各関係機関の職員のキャリアに応じた研修を受講することができた。		今後も各職員が研修を受けやすいよう、引き続き研修の情報共有やオンライン研修の活用を検討していく。										
173	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	3	教育・保育の質の確保・向上	3	保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和6年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	保育サポート課	63	◎	保育従事者向け研修や保育の質のガイドラインの活用を通じて、子ども一人ひとりの自己肯定感を大切にする保育の考え方を提示し、教育・保育施設や家庭において意識の向上を図る活動を推進した。		研修やガイドラインを通じて共有した『自己肯定感を育む保育』の考え方を、日常の保育現場や家庭での関わり具体的に活かせるよう、事例の共有や保護者向けの情報発信を強化し、継続的な取り組みを推進する。		研修開催数	16	回	参加人数	788	名			
174	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上	3	教育・保育の質の確保・向上	4	放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のために必要であることから、各事業者に対し受講の促進をします。	保育施設課	63	○	研修受講を促進することで、放課後児童支援員の資質向上につなげることができた。学童クラブの運営の質の確保・向上に寄与した。		引き続き研修の受講促進を図り、支援員の専門性向上につなげる。研修機会の周知や受講しやすい環境づくりを進める。										
175	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	1	時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し、保育を提供します。	保育サポート課	65	◎	市内全ての保育所等において、保育の必要性に応じた時間外保育を実施した。		人材不足や働き方改革により、開庁時間の短縮を行う園が増加している。また延長保育の利用人数も減少傾向にある。		定員数	2257	名						
176	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	2	幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日等に一時的な預かりを実施します。	保育サポート課	65	◎	幼稚園や認定こども園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施した。		各園とも積極的な事業実施に努めており、今後とも同様に事業を継続する。		利用人数	48816	名						
177	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	3	一時保育、休日保育、年末保育（一時預かり事業）	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由により、日中、家庭でこども（未就学児）の保育ができない場合に、一時保育、休日保育、年末保育を実施し、必要な保育を行います。	保育サポート課	65	○	みなみ一時保育室、しらこ一時保育室で一時預かり事業を実施した。休日保育はみなみ一時保育室で、年末保育はにいくら保育園で実施した。		令和8年度は、休日保育事業において人材不足等により事業内容を縮小することとなった。利用人数も減少しており、事業の継続の有無や代替案について検討が必要となっている。		一時保育延べ利用人数	6124	名	休日保育延べ利用人数	315	名	年末保育延べ利用人数	14	名
178	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	4	病児・病後児保育（病児保育事業）	病児・病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。	保育サポート課	65	◎	新たに和光市駅周辺において病児保育事業を開始し、利便性の向上を図った。		事業の周知方法や利便性の向上が課題。		延べ利用人数	88	名						

No		基本方針	基本施策	分類	取組内容	取組の概要	担当課	P	令和7年度													
									評価※ (実施状況)	内容と成果 (評価の根拠など)	課題・次年度方針		数値実績1		数値実績2			数値実績3				
179	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	5	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、ショートステイ・トワイライトステイとして、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。	子ども家庭支援課	65		【No153参照】										
180	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲）	生後57日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動として、一時預かり（協力会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課	65		【No126参照】										
181	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	1	教育・保育等のサービス	7	緊急サポートセンター事業（再掲）	生後57日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課	66		【No128参照】										
182	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	2	障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育	1	障害のあるこどもの保育（再掲）	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課	66		【No161参照】										
183	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	2	障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育	2	医療的ケアが必要なこどもの保育（再掲）	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要なこどもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課	66		【No164参照】										
184	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	2	障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育	3	育成一時保育（一時預かり事業）	発達・発育の遅れに心配のあるこどもを持つ保護者の育児に伴う精神的・身体的負担の軽減、リフレッシュのため、こどもを一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課	66	○	発達や発育に心配のあるお子さんの一時預かり事業を通じて、保護者の育児負担の軽減と、休息を取りやすい環境づくりを支援した。	利用状況の把握を丁寧にいき、引き続き事業が円滑に実施できる環境を整える。	利用人数	538	名						
185-1	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	3	教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化		手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	ネウボラ課	66	△	和光市早期不妊検査費・不育症検査費助成金交付申請書及び和光市不妊治療費助成金交付申請書請求書については、市公式LINEにより申請できるようにした。	可能な手続きから順次デジタル化していく。									
185-2	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	3	教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化		手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	保育サポート課	66	△	他自治体の先進事例の調査のみにとどまり、具体的なオンライン化・情報のデジタル化にまで至っていない。	申請等手続きのオンライン化を進め、利用者の利便性の向上を図る。									
185-3	5	子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進	3	教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化		手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	保育施設課	66	○	手続きのオンライン化を進めることで、保護者の利便性向上と事務の効率化につなげることができた。子育て家庭の負担軽減に寄与した。	対象手続の拡大を進めるとともに、誰もが利用しやすい仕組みづくりを進める。利用状況を踏まえ、分かりやすい案内や運用改善を図る。									